

1～6の質問は、あなたご自身について伺うものです。あなたの質問の「農業を営む」とは、農業を営業者として主宰していることです。

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)
 平成30年6月中に **あなたの住所地の農業委員会** にご提出ください

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック **2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください**

あなたご自身について、以下の1～6すべての項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
3	後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
4	あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
6	あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

受給権者の欄			
農業所得の納税申告名義等、左記4～6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します			
氏名(自署)	農年 一郎		
生年月日	大正 昭和	27 年	4 月 15 日
住所	東京都 港区 西新橋 1-6-21 電話番号 (03)-(3502)-(3945)		
ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください			
代理人の欄			
氏名	農年 太郎	受給権者との関係	子
住所	東京都港区西新橋1-6-21 電話番号 (03)-(3502)-(3945)		

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せず支給停止事由該当届を提出してください

- ① 氏名を自署してください(押印不要)
- 経営移譲年金及び特例付加年金を受給している方は、農業所得の納税申告名義等について、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意の上で、自署してください。
- ② 生年月日・現在の住所・電話番号をご記入ください
- ※ 住所を変更した方は、新しい住所地のJA(農業協同組合)に「住所変更届」(様式第20号)をご提出いただきますようお願いいたします
 (この現況届では住所変更のお手続きはできません)
- 記入を間違えた場合は、二本線で消し、余白に記入し直してください(訂正印はいりません)

③ 代理人の方が記入される場合、「受給権者の欄」及び「代理人の欄」もご記入ください

裏面は農業委員会の記入欄ですので、記入不要です

その他、ご不明な点がございましたら
 住所地の農業委員会へお尋ねください

経営移譲年金及び特例付加年金を受給されている全ての方

「自己チェック」の1～6の項目を全てご確認のうえ、「はい」又は「いいえ」に漏れなく○印を付けてください
 なお、○印のご記入が漏れていると農業委員会で現況届を受理できませんので、ご注意ください

**次の項目に該当する場合は、別の届出が必要となる場合があります
 農業委員会にご相談ください**

<input type="checkbox"/> 農業経営を再開した	<input type="checkbox"/> 農地等の相続を受けた	<input type="checkbox"/> 農地以外の地目を農地等に開墾した
<input type="checkbox"/> 後継者が転出した	<input type="checkbox"/> 農業を営む法人の構成員になった	
<input type="checkbox"/> 後継者が亡くなった	<input type="checkbox"/> 農地等を宅地、山林等に転用した	
<input type="checkbox"/> 貸していた農地等が解約又は期間満了により返還を受けた		
<input type="checkbox"/> 経営移譲のやり直し等を行う予定だったが、返還から1年が経過した		

独立行政法人農業者年金基金
 専門相談員: 03-3502-3199
 給付課: 03-3502-3945
 HP アドレス <http://www.nounen.go.jp>